

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた対応に伴う他制度の取扱いについて (通知)

平成 25 年に行われた生活扶助基準の見直しについては、令和 7 年 6 月 27 日の最高裁第三小法廷判決 (以下「最高裁判決」という。) において、「デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があった」などとして、原告に対する当時の保護変更決定処分が取り消されたことを受けて、最高裁判決を踏まえた対応の在り方について、令和 7 年 8 月に設置した社会保障審議会生活保護基準部会「最高裁判決への対応に関する専門委員会」において検討を進め、同年 11 月 18 日に専門委員会の報告書 (以下「専門委員会報告書」という。) がとりまとめられたところである。

これらの内容を踏まえ、同年 11 月 21 日に、厚生労働省として「社会保障審議会 生活保護基準部会 最高裁判決への対応に関する専門委員会報告書等を踏まえた対応の方向性」を公表し、「生活保護法に基づく保護費の追加給付について、生活保護法第 8 条第 2 項の規定・・・や第 2 条の規定による無差別平等原則・・・を踏まえ、原告・原告以外を区別せず、高さ調整▲2.49%の水準で一律に実施」することとした。令和 7 年度補正予算において、保護費の追加給付等を行うための経費について計上 (同年 12 月 16 日成立) した。

こうした手続等を経て、「平成二十五年八月から令和八年三月までの間の生活保護法による保護の基準の特例 (令和 8 年厚生労働省告示第 43 号)」 (以下「特例告示」という。) が令和 8 年 2 月 20 日付けで告示され、同年 3 月 1 日から適用される。

生活扶助基準が影響している他制度の取扱いについては、専門委員会報告書において、「生活保護と同様の給付を行っている制度は、生活保護と同様の対応を取ることが適当」、「他方で、給付の内容自体が生活保護と連動していない制度については、平成 25 年当時の改定時でもできる限り影響が及ばないよう対応した経緯や、追加給付について新たな基準の制定に基づく現時点の給付として行うことを踏まえて対応することが適当」とされたことを踏まえ、今般、平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた対応に伴う他制度の取扱いについて、厚生労働省及び関係府省

庁において検討を行い、別紙1のとおり対応方針をとりまとめている。

各地方公共団体においても、生活扶助基準等を参酌している地方単独事業について、下記政府の対応方針の趣旨を踏まえてご対応いただくようお願い申し上げます。

また、各地方公共団体におかれては、内部部局に広範な周知をお願いするとともに、各都道府県知事におかれては、貴管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）に対し、周知いただくようお願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1. 最高裁判決を踏まえた対応に関する基本的な考え方

専門委員会報告書等を踏まえ、令和7年11月21日に、

- ・ 生活保護法に基づく保護費の追加給付について、原告・原告以外を区別せず、専門的な検証により設定した水準（▲2.49%）で一律に実施するとともに、
- ・ 原告については、これまでの争訟の経緯を踏まえた原告との紛争の一次的解決の要請を踏まえ、高さ調整を実施しない水準となるよう、保護費に代えて、これに相当する分を予算措置の特別給付金により支給する

方針をお示しした。保護費の追加給付の根拠については、専門委員会報告書において、「生活保護法第8条に基づく新たな基準を制定し、当該基準に基づき保護費を追加的に支払う方法などが適当と考えられる」とされたことを踏まえ、現行の保護基準が定められている「生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）」とは別に、特例告示を制定したところである。なお、保護費の追加給付の詳細については、別紙2の「平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付等について（通知）」（令和8年2月20日付け社援発第1号厚生労働省社会・援護局長通知）においてお示ししているとおりであります。

2. 追加給付による他制度への影響について

平成25年の生活扶助基準の改定の際は、「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について（通知）」（平成25年9月3日付け厚生労働省発社援0903第1号厚生労働事務次官通知）を発出し、国の制度においてできる限り影響が及ばないよう対応する方針を周知し、その趣旨を理解した上で各地方公共団体において判断していただくようご依頼させていただいたところである。今般、関係府省庁において平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた対応に伴う他制度の取扱いについて検討を行い、別紙1のとおり方針をまとめた。

具体的には、法令上生活扶助と同水準の給付を行うこととされている以下の3つの制度については、専門委員会報告書において、「生活保護と同様の給付を行っている制度は、生活保護と同様の対応を取ることが適当」とされたことを踏まえて、生活保護と同様に追加給付を行うこととした。

① 中国残留邦人等に対する支援給付

② 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費

③ ハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）

他方で、給付の内容自体は生活保護と連動していないが、生活扶助基準等を参酌している制度については、専門委員会報告書において、「平成 25 年当時の改定時でもできる限り影響が及ばないように対応した経緯や、追加給付について新たな基準の制定に基づく現時点の給付として行うことを踏まえて対応することが適当」とされたところである。こうした制度については、平成 25 年当時の改定時でもできる限り影響が及ばないようにするとの政府方針に基づき、各制度において経過措置を講ずるなどの対応を行った経緯や、今回の追加給付は、新たな基準に基づき、将来に向けて追加支給を行うものであることなども踏まえ、特段の対応は行わないこととした。

なお、今回の追加給付については、現行の生活扶助基準とは別に制定する基準に基づき給付するものであり、追加給付の算定対象となる過去の期間について、給付対象世帯に対して遡及的に生活保護受給世帯の法的地位を付与するものではないことに留意されたい。

地方単独事業においても、上述の国の制度における対応の趣旨を踏まえ対応いただくようお願い申し上げます。

平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた対応に伴う他制度の取扱いについて

別紙1

1. 個人住民税の非課税限度額等

- 平成25年改定と連動させていないため影響なし

2. 生活保護と同様の給付を行っている制度（3制度）

(① 中国残留邦人等に対する支援給付、② 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費、③ ハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）)

- 生活扶助費の追加給付と同様に追加給付を実施

3. 給付の内容自体は生活保護と連動していないが、生活扶助基準等を参酌しているその他の制度（47制度）

- ・ 通知の発出等による経過措置等を講ずるなどにより、影響が生じないよう対応したもの（29制度）
例：介護保険の社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度
- ・ 特段の経過措置を講じたものではないが、制度の内容や生活扶助基準との関連の度合い等に鑑み、基本的には影響が生じていないと整理したもの（13制度）
例：養護老人ホームの入所措置
- ・ その他、平成25年改定後に制度化されたもの（5制度）。

- 平成25年当時、できるだけ影響を及ぼさないよう対応することとした経緯や、今回の追加給付は新たな基準に基づく将来に向けた給付であり、過去の適用関係を遡及的に変更するものではないことも踏まえ、特段の対応は行わない

給付の内容自体は生活保護と連動していないが、生活扶助基準等を参酌している制度一覧 (47制度)

- 厚生労働省
 - ・ 難病法に基づく医療費助成
 - ・ 児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成
 - ・ 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業
 - ・ 介護保険の社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度
 - ・ 介護保険料や高額介護サービス費等の段階区分
 - ・ 養護老人ホームへの入所措置
 - ・ 国民健康保険や後期高齢者医療制度の適用除外
 - ・ 国民健康保険・後期高齢者医療制度における一部負担金の減免に対する財政支援
 - ・ 国民年金保険料の免除
 - ・ 自立支援医療の負担上限月額等の段階区分
 - ・ 療養介護医療の負担上限月額等の段階区分
 - ・ 補装具費支給制度の利用者負担上限月額
 - ・ 障害福祉サービス等の利用者負担
 - ・ 障害福祉サービスの措置の徴収金
 - ・ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金における1ヶ月の貸付上限額
 - ・ 介護福祉士等修学資金貸付事業等における生活費加算
 - ・ 戦傷病者特別援護法に基づく療養
- 国土交通省
 - ・ 独立行政法人自動車事故対策機構による生活資金の貸付け
 - ・ 住宅防音工事補助
 - ・ 生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助金交付
- 人事院
 - ・ 一般職の国家公務員が刑事事件に関し起訴され休職にされたときの給与の支給
- 文部科学省
 - ・ 就学援助制度における学用品費等の支給（要保護者に対する就学援助）
 - ・ 特別支援教育就学奨励費
 - ・ 幼稚園就園奨励費補助
 - ・ 私立高等学校等授業料等減免
- 内閣府
 - ・ 北方地域旧漁業権者等に対する低利融資制度における遅延損害金の免除
- こども家庭庁
 - ・ 特定教育・保育施設等における実費徴収に係る補足給付事業
 - ・ 一時預かり事業における利用者負担軽減
 - ・ 子育て世帯訪問支援事業における利用者負担軽減加算
 - ・ 親子関係形成支援事業における利用者負担軽減加算
 - ・ 保育所等の保育料の免除
 - ・ 児童保護費等負担金等
 - ・ 養育医療給付事業
 - ・ 結核児童療育給付事業
 - ・ 病児保育事業における低所得者減免分加算
 - ・ 児童入所施設措置の徴収金
 - ・ 障害児通所支援措置の徴収金
 - ・ 障害児入所支援措置の徴収金
 - ・ 障害児通所・入所支援の利用者負担
 - ・ 肢体不自由児通所医療・障害児入所医療の負担上限月額等の段階区分
- 法務省
 - ・ 民事法律扶助の立替金の償還の免除・猶予
 - ・ 給与所得者等の再生手続の特則
- 防衛省
 - ・ 住宅防音事業（空気調和機器機能復旧工事）
 - ・ 空気調和機器稼働事業
- 特許庁
 - ・ 特許料金（特許料・審査請求料）等の減免措置
- 総務省
 - ・ 受信機器購入等対策事業
- 公害等調整委員会
 - ・ 公害等調整委員会に調停等を申請等する際の手数料の免除